

令和5年度 市川市スマートハウス関連設備導入費 補助金交付事業 申請の手引き＜概要版＞

補助金額と補助対象設備・住宅

設備の種類	補助金額	補助対象住宅(以下の項目すべてが要件になります)
住宅用太陽光発電設備	1kW あたり 2 万円 上限 9 万円 市内事業者施工の場合 1kW あたり 25,000 円 上限 112,500 円	・既築住宅に住宅用太陽光発電設備を新たに設置すること ・エネルギー管理システム(HEMS)又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること ・自己の居住の用に供するもの ・県が実施する千葉県太陽光発電設備等共同購入支援事業により補助対象の太陽光発電設備を購入した場合は対象外
太陽熱利用システム	上限 5 万円	・自己の居住の用に供するもの
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	【停電時自立運転機能あり】 上限 10 万円	・自己の居住の用に供するもの
定置用 リチウムイオン 蓄電システム	上限 7 万円	・住宅用太陽光発電設備が設置されていること ・自己の居住の用に供するもの
電気自動車	【太陽光発電設備及び V2H 充放電設備併設の場合】 上限 15 万円	・住宅用太陽光発電設備を設置され、発電した電気を電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電できること ・自己の居住の用に供するもの
プラグインハイブリッド自動車	【太陽光発電設備併設の場合】 上限 10 万円	
V2H充放電設備	本体購入費の 1/10 上限 25 万円	・住宅用太陽光発電設備を設置され、かつ電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されていること ・自己の居住の用に供するもの
集合住宅用充電設備	【居住者のみ利用可】 国の補助金額×1/3 (1 基当たり上限 50 万円) 【居住者以外も利用可】 国の補助金額×2/3 (1 基当たり上限 100 万円)	・同設備について国の補助金を受けていることが要件となります ・既存の共同住宅又は長屋であること ・マンション等の居住者が、当該マンション等の駐車場において集合住宅用充電設備を利用することができること ・居住者以外の者が利用できる場合の補助を受ける場合は、敷地の外から、居住者以外の者が利用できる旨記載された案内板が確認できるもの

1. 補助対象者 (以下すべての項目に該当する方が対象です)

- ① 本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされている方(集合住宅用充電設備、リース事業者を除く)
- ② 本市に納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない方
(申請者及び申請者と同一世帯に属するすべての方)※未成年者、集合住宅用充電設備、リース事業者は同一世帯の確認不要
- ③ 補助対象設備の設置にかかる費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること(所有権留保付きローン(残価設定方式ローンを含む。))で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合(太陽光発電設備を除く。))を含む)
- ④ 申請者が住宅の所有者ではない場合、又は共有者がいる場合は、全ての所有者、又は共有者の同意が得られている方(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び集合住宅用充電設備を除く)
- ⑤ 令和5年4月1日以降に設備の設置工事を開始した方で、令和6年2月29日までに、設置工事(設置済の建売住宅を購入する方は住宅の引渡し)を完了し、補助金交付申請書を提出できる方(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く)
- ⑥ 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の場合は、令和5年4月1日以降に自動車検査証に新規に登

録され納車された方で、令和 6 年 2 月 29 日までに、補助金交付申請書を提出できる方

⑦ リース契約で導入する場合は、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行っていることとし、リース事業者は、領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を設置者に還元する契約となっていること。当該リース契約の期間が財産処分の制限期間以上又はリース契約の期間終了後に設置者が購入する契約となっていること。**※太陽光発電設備はリース契約の場合は補助対象外です。**

⑧ 集合住宅用充電設備は、補助対象設備を設置する者がマンション等の管理組合又は所有者であること。国が実施する補助金の交付決定通知を受けていること。当該通知後に変更申請をしている場合には、実績報告に係る申請の額の確定通知を受けていること。

⑨ 暴力団および暴力団密接関係者ではないこと

2.提出期限

申請書の提出

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日(必着)まで

※受付は先着順です。期限前に予算額に達した場合はその時点で終了します。

※住宅用太陽光発電設備とその他の設備については予算の枠が別になります。どちらか一方の補助金が先に終了することがあります。

※予算の残額は市川市公式 Web に適宜公表します。

※11 月以降は申請が非常に多くなりますので、早めに提出してください。

請求書の提出

申請時に提出しなかった場合は、令和 6 年 3 月 4 日(必着)まで

※請求書は、日付、金額を記入せずに、申請時に提出してください

3.提出書類

設置工事完了後、申請に必要な書類(①～⑦)に、以下の⑧～⑭までの必要書類を添えて総合環境課に申請してください。郵送での申請も可能です。(書類の確認に 30 分程度要します。)

(1)ダウンロードする様式 記入例あり

- ① 申請書「様式第 1 号(その 1)」**※裏面あり注意** ※日付は未記入、金額の訂正はできません
※裏面に住民基本台帳法に基づく記録確認、納税状況の確認に対する同意欄があります(任意)
※リース契約の場合(太陽光除く)は、リース契約用の申請書をお使いください。
- ② 請負費の内訳「様式第 1 号(その 2)」**※金額の訂正はできません**
- ③ 補助対象設備等の概要「様式第 1 号(その 3)」**※裏面あり注意**
- ④ チェックシート
- ⑤ 同意書「様式第 2 号」【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備は不要】
※「賃貸住宅」「住宅の所有者が、申請者でない又は申請者との共同名義」の場合に必要
- ⑥ 貸与料金の算定根拠明細書「様式第 1 号(その 4)」【リース契約の場合(太陽光はリース契約対象外)】
- ⑦ 請求書「様式第 4 号」**※日付、金額は未記入**(リース契約の場合(太陽光除く)は、リース契約用の請求書をお使いください(補助金の支払先はリース事業者になります))

(2) 添付資料

- ⑧ 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し**※賃貸住宅の場合**【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備以外】
- ⑨ 工事請負契約書、売買契約書等の写し**※新築・既設住宅の場合**
又は、スマートハウス関連設備付き住宅の売買契約書の写し**※建売住宅購入の場合**【太陽光、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備以外】
又は、リース契約書の写し**※リース契約の場合**【太陽光はリース契約の場合対象外】
- ⑩ 金額の内訳がわかるもの
※リース契約の場合は、リース事業者が購入する補助対象設備の購入費及び工事費を確認することができる書類(領収書の写し等)が必要。
- ⑪ カタログのコピー【電気自動車、プラグインハイブリッド自動車は不要】
型式、形状、公称最大出力、容量など補助対象設備の要件が確認できる書類
- ⑫ 【太陽光】 出力対比表
- ⑬ 【太陽光】 特定契約を締結したことが分かる書類(特定契約締結完了のお知らせ or 落成受付完了のお知らせ or 系統連系完了のお知らせ or 受給契約申込受付サービスの申込詳細情報の画面 or 購入実績お知らせサービスの画面 or 特定契約のご案内)
- ⑭ 【太陽光】 モジュールの設置位置及び枚数が確認できる図面

- ⑮【太陽光】 単線結線図またはシステム系統図※電力受給契約が複数の場合(二世帯住宅、店舗共用住宅等)、共同住宅、システム増設、パワコンが複数ある場合に必要
- ⑯【太陽光】 ※市内事業者施工の場合に必要
市に法人登録をしていることを証する書類 (法人) (法人市民税の住所証明書)
又は事業所得に係る申告をしたことを証する書類 (法人以外)
- ⑰【太陽光】 住宅用太陽光発電設備設置工事着工前に建築工事が完了していることがわかる書類
(検査済証 or 台帳記載事項証明書 or 固定資産税・都市計画税公課証明書 or 納税通知書(家屋の課税明細書含む))
- ⑱【太陽光】 HEMS 又は蓄電池の仕様が分かる書類
- ⑲【蓄電池】【電気自動車】【プラグインハイブリッド自動車】【V2H充放電設備】
住宅用太陽光発電設備が設置されていることが確認できる書類
(売電明細 or 接続契約のご案内 or 保証書 or 特定契約締結に係る書類 or 電力受給契約変更申込書(電力会社記入欄に記載のあるもの) or 太陽光発電設備を設置した住宅の全景と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真)
- ⑳【電気自動車】【プラグインハイブリッド自動車】
住宅用太陽光発電設備で発電した電気を電気自動車に充電できることが確認できるもの
(充電設備の保証書のコピー or 充電設備の設置状況及び設置機器(銘板)が確認できる写真)
- ㉑【電気自動車】【プラグインハイブリッド自動車】
V2H充放電設備を設置していることがわかるもの【V2H充放電設備併設の場合必要】
(保証書のコピーまたは設置状況及び設置機器(銘板)が確認できる写真)
- ㉒【電気自動車】【プラグインハイブリッド自動車】【V2H充放電設備】
自動車検査証の写し(電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し)
- ㉓【集合住宅用充電設備】 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
- ㉔【集合住宅用充電設備】 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
- ㉕【集合住宅用充電設備】 (※一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ)
㉔の実績報告に係る申請の額の確定書類の写し
- ㉖【集合住宅用充電設備】 (※申請者がマンション等管理組合の時のみ)
マンション等の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し(マンション管理組合の議事録等)
- ㉗【集合住宅用充電設備】 代表者(申請者)の本人確認書類(免許証、健康保険証、住民票等)の写し
- ㉘【集合住宅用充電設備】 既存のマンション等であることを証する書類
(建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類)
- ㉙【申請者が法人の場合】 登記事項証明書
- ㉚【当該設備について国その他の補助金を受けている場合】国その他の補助金額がわかるもの
(「申込受理・交付決定通知書」の写し又は「補助金の額の確定通知書」の写し等)
- ㉛ 領収書の写し
※クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払を証明する書類(支払い証明書)
※所有権留付付きローン(残価設定型の契約を含む。)の場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる(具体的な支払いスケジュールが明記されている)契約書類」
※リース契約の場合は、「リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類(領収書の写し等)」
- ㉜ 未使用であることを確認できる書類のコピー 【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を除く】
(メーカー発行の保証書、出荷証明書、検査日の記載がある出荷検査成績書等)※太陽光の場合パワーコンディショナーも必要
- ㉝ 写真(カラー) すべての写真に撮影日を印字して下さい。印字できない場合は、記入して下さい。

【太陽光発電設備】

- ア)モジュールを設置した屋根面等(設置場所全て)
- イ)パワーコンディショナー(2種類)・外観が確認できるもの ・銘板(型式、製造番号がわかるもの)
- ウ)電力量計(電力計の外観が確認でき、設置した壁面等がわかるもの)
- エ)HEMS 又は蓄電池の設置状況が分かるもの
- オ)HEMS 又は蓄電池の銘板(システムの型式、製造番号等が確認できるもの)
- カ)建物全体

【電気自動車】【プラグインハイブリッド自動車】

- キ)保管場所(車庫・駐車場等)において、車の全体及びナンバープレートが写っているもの。

【エネファーム】【蓄電池】【太陽熱利用システム】【V2H 充放電設備】

- エ)スマートハウス関連設備の設置状況が分かるもの
- オ)銘板 (システムの型式、製造番号等が確認できるもの)
- カ)建物全体

【集合住宅用充電設備】

- エ)充電設備の設置状況が分かるもの

オ)銘板（システムの型式、製造番号等が確認できるもの）

カ)建物全体

ク)(※居住者以外も利用可能な場合のみ)敷地の外から撮影した、居住者以外も利用できる旨記載された案内板と周囲の景観が確認できる写真

- ③4 住民票の写し(コピー不可)(集合住宅用充電設備の場合、リース事業者は不要)

※①申請書「様式第1号(その1)裏面」の同意により省略できます

- ③5 市川市が課した市民税の納税証明書(過去5年度分)と

市川市が課した固定資産税・都市計画税の納税証明書(過去5年度分)

申請者及び申請者と同じの世帯に属する方について、すべて提出して下さい。課税されていない場合は、非課税証明書が必要です。

※どちらも①申請書「様式第1号(その1)裏面」の同意により省略できます

- ③6 地図 ※住宅の位置、接続道路、区画、町名等が詳細に分かるもの(住宅地図など)

○申請後2~3週間で、交付可否決定通知書兼補助金額確定通知書を送付します。

申請時に請求書を提出しなかった場合は、通知書が届いてから請求書を提出してください。

4.注意事項

- ◆ 金額の訂正はできません。金額を間違えた場合は書き直して下さい。
- ◆ 消せるボールペンは使用しないでください。
- ◆ 提出前に、「申請者」、「工事・売買の契約者」、「電気事業者との契約者(太陽光)」、「領収書の宛名」、「保証書の宛名」、「自動車検査証の所有者(電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車)」が同一であることを確認して下さい。(ローン契約やリース契約で、自動車検査証の所有者欄に契約事業者の住所氏名が記載されている場合は、使用者欄の住所氏名が申請者の住所氏名と一致していることを確認します。)なお、自ら居住する住宅に設備を導入した方が対象(集合住宅用充電設備以外)となりますので、名前が異なる場合は補助金を交付できません。
- ◆ 設置工事等の内容により、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので、期限日に余裕を持って提出してください。
- ◆ 予算がなくなり次第終了となりますので、早めの申請をお願いします。
- ◆ 住宅用太陽光発電設備とその他の設備については予算の枠が別になります。どちらか一方の補助金が先に終了することがあります。(予算の残額は市川市公式Webに適宜公表します。)
- ◆ 代行者による書類の持参や郵送での申請も可能です。郵送の場合は期限日必着です。代行者の氏名、連絡先等を「請負費の内訳」(様式第1号(その2))に記載してください。
- ◆ 記載事項や添付書類に不備があった場合、書類の訂正や再提出が必要となります。
- ◆ 申請日は、添付書類を含めた全書類を、市川市が受付をした日となります。
- ◆ 補助対象設備の耐用年数を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡、処分はできません。
(耐用年数は、太陽光17年、エネファーム6年、蓄電池6年、太陽熱15年、電気自動車4年、プラグインハイブリッド自動車4年、V2H充放電設備5年、集合住宅用充電設備5年です。)
- ◆ 申請についての詳しい内容については、申請の手引き(Web掲載)を必ずご覧下さい

<申請・問い合わせ先>

市川市 環境部 総合環境課

〒272-8501 市川市南八幡 2-20-2 市川市役所第2庁舎3階

TEL: 047-712-5782 FAX: 047-712-6320

市川市公式Web(様式・記入例がダウンロードできます)

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env01/1111000130.html>

暮らし>ごみ・環境保全>環境>地球環境(地球温暖化対策)

>令和5年度 市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付事業